

高原山麓における 地域共働事業に関する包括連携協定書

くまの木里山応援団、ロペ俱楽部、塩谷町、矢板市、株式会社 ジュン、一般社団法人アップサイクル、HS ファーム、やいた里山俱楽部、果樹 woodcrafts、増渕商店（以下「協定者」という。）は、高原山麓における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 共働事業は、協定者が多様な連携を通じて、双方が互いの資源や魅力を活かした事業に共働して取り組むことにより、高原山麓の一層の活性化及び住民サービスの向上に資することを目的として実施する。

（事業内容）

第2条 共働事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、当該各号の詳細、具体的な事項等については、協定者が協議の上、決定するものとする。

- （1）災害時や地域の安全・安心の確保に関すること
- （2）地域づくり、観光連携に関すること
- （3）地域資源の保全と利活用に関すること
- （4）不法投棄の防止、景観美化、獣害被害の軽減に関すること
- （5）その他に関すること

2 協定者は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

（協定の変更）

第3条 協定者のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の1ヶ月前までに、協定者から解約の意思表示がないときは、自動的に1年

延長されるものとし、以後も同様とする。

2 協定者は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度協定者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、各自1通を保有する。

令和7年11月16日

塩谷町熊ノ木802

くまの木里山応援団

団長

市川 貴大

塩谷町大久保1859-1

ロペ俱楽部

支配人

中楯 正也

塩谷町玉生955-3

塩谷町長

見形 和久

矢板市本町5-4

矢板市長

森島 武芳

東京都港区南青山2-26-1

株式会社 ジュン

代表取締役社長 佐々木 進

大阪市中央区本町3-3-9

一般社団法人 アップサイクル

代表理事 森原 洋

東京都国立市谷保6174-1

H S ファーム

代表

瀬戸山 保

矢板市扇町2-12-74

やいた里山俱楽部

部長

増渕 達也

矢板市東泉594-1

果樹 woodcrafts

代表

室井 拓也

矢板市扇町1-11-25

増渕商店

代表

増渕 達也